

若葉区泉地域コミュニティバス運行協議会設置要綱

(名称)

第1条 本協議会は、「若葉区泉地域コミュニティバス運行協議会（以下、「協議会」という。）」と称する。

(目的)

第2条 協議会は、コミュニティバス運行の方策等について検討・協議することを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) コミュニティバスの運行要望に関する事
- (2) コミュニティバスの運行計画に関する事
- (3) コミュニティバスの運行経費に関する事
- (4) コミュニティバス運行に伴う利用促進に係る方策に関する事
- (5) その他必要な事項

(構成及び任期)

第4条 協議会は別表に掲げる委員をもって構成する。

なお、別表に掲げる委員の推薦する者を委員とすることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、地元委員のうちから委員の互選により選出する。
- 3 会長は、協議会を総括する。
- 4 副会長は、会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(運営)

第6条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、会長が議長になり会議の進行と運営の円滑化を図る。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、千葉市都市局都市部交通政策課に置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要事項については、別に会長が定める。

附則

この要綱は、平成24年1月28日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年8月19日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年10月5日から施行する。

若葉区泉地域コミュニティバス運行協議会委員

役職	地区	所属等
	第17地区	第17地区連協会長
		高根団地自治会長
		高根グリーンタウン自治会長
		大広自治会長
		新宮田自治会長
		北谷津自治会長
	第18地区	第18地区連協会長
		中田自治会長
		富田自治会長
		小間子自治会長
		下田町自治会長
	第1地区	大草町自治会長
	第26地区	いずみ台ローズタウン自治会長
	第24地区	金親町自治会長
		若葉区 地域振興課 地域づくり支援室長
		都市部交通政策課長